

## 第4回熊本市政倫理審査会 会議録

(令和7年第1号調査請求事件)

開催日	令和7年（2025年）10月30日（木）		
開催時間	午前10時～午前11時15分		
開催場所	熊本市役所 議会棟2階 総務委員会室		
	委員	鈴木 桂樹 会長 森 徳和 副会長 岩下 芳乃 委員 川内 恵理 委員 関 智弘 委員	西村 まりこ 委員 野田 幸孝 委員 藤本 雅士 委員 宮園 由紀代 委員 吉見 仁宏 委員
出席者	事務局	総務局長 津田 善幸 総務局行政管理部長 黒部 宝生 総務局行政管理部総務課長 那須 光也 総務局行政管理部総務課副課長 上田 弘幸	
	その他		
欠席者	向井 洋子 委員		

次 第

1 開会

2 調査報告等

3 調査請求書の「違反の内容」について審議

4 次回以降の検討

5 閉会

配 付 資 料

- ・配付資料一覧
- ・次第
- ・席次
- ・委員名簿
- ・第3回熊本市政倫理審査会 会議録
- ・【資料1】政治倫理審査会への申し入れ（9/25付）
- ・【資料2】政治資金規正法に基づく収支報告書の記載について  
(9/26付 総務省回答)
- ・【資料3】政治資金規正法に基づく収支報告書の記載について  
(10/9付 熊本県選挙管理委員会回答)
- ・【資料4】政治倫理審査会への回答ならびに申し入れ書(10/10付)
- ・【資料5】調査請求者 回答
- ・【資料6】収支報告書の住所について（事務局調査）
- ・【資料7】契約手法別の割合について（事務局調査）
- ・【資料8】調査請求書の「違反の内容」について
- ・【参考資料1】関係法令等について
- ・【参考資料2】政治資金規正法
- ・【参考資料3】令和6年度（2024年度）分政治資金収支報告書記載要領  
(熊本県選挙管理委員会)

## 会議録

鈴木会長	<p>定刻となりましたので、ただいまから政治倫理審査会を開会いたします。向井委員からは、所用のためご欠席という連絡をいただいておりますが、開催定数3分の2の出席を確認しておりますので、議事に入りたいと思います。</p> <p>はじめに、第3回審査会の会議録の確認をします。事前に事務局から確認依頼があり、修正意見は特にないと聞いておりますが、お配りしている会議録のとおり確定してよろしいでしょうか。</p>
	委員了承
鈴木会長	<p>確定した会議録については、調査請求者及び調査請求の対象である市長に事務局から送付をお願いします。</p> <p>それから、前回不在の委員もおられるので、再度ご説明させていただきますが、机上に議事要旨というものが配付されているかと思います。これは会議録を基に前回審査会の要点を事務局の方で整理をしていただいたものです。審査を進める中で、これまでの議論の内容を確認する際の参考資料として、お使いいただければと思います。</p>
鈴木会長	<p>それでは、次第の2「調査報告等」に入りますが、本日は、事務局から調査結果等の報告を受けた後、調査請求書の「違反の内容」に関する具体的な審議を進めたいと思います。ただ、その前に、9月25日付けで調査請求者から提出された当審査会への申し入れに対する取り扱いについて、お諮りしたいと思います。</p> <p>資料1のとおり、4点の申し入れがあつてありますが、2点目と3点目については、寄附口座あるいは他自治体の状況を調査してはどうかというご提案をいただいております。これらについては、今後の審議の過程で、このような手法もあるという選択肢の1つとして承っておきたいと考えております。</p> <p>ただし、1点目と4点目に若干コメントをさせていただくと、まず1点目については、当審査会での審議における、委員からの個別具体的な発言に関する申し入れとなっております。これについて、当審査会としては、委員による忌憚のない意見の開示を大事にしていきたいと考えております。そのため、その内容の如何に関わらず、個別意見に対するコメ</p>

	<p>ントについては、基本的には審議の対象といたしかねると考えておりますが、そのような路線でよろしいでしょうか。</p> <p>また、4点目については、委員の任命に関する内容であり、当審査会で土台判断できるような問題ではありません。政治倫理条例施行規則第4条における委員の除斥についての規定にも該当しないと考えておりますので、審査会としては取り扱わないという判断をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	委員了承
鈴木会長	<p>ありがとうございます。それでは、まず事務局から調査報告をお願いします。</p>
那須総務課長	<p>事務局でございます。調査結果を報告いたします。</p> <p>まず、総務省及び熊本県選挙管理委員会への照会につきましては、総務省からは9月26日に、熊本県選挙管理委員会からは10月9日に回答をいただいております。それぞれの内容は、資料2と資料3のとおりでございます。</p> <p>次に、調査請求者への資料提出依頼につきましては、10月10日に「政治倫理審査会への回答ならびに申し入れ書」として提出いただいており、内容は資料4のとおりでございます。資料4のうち、依頼した3つの項目に対する回答部分について、事務局にて集計・要約しておりますので、ご報告いたします。</p> <p>資料5「調査請求者回答」をお願いします。</p> <p>まず、1の「添付資料①から⑤の収支報告書について、寄附者の住所が(1)企業の住所、(2)個人の住所、(3)企業兼個人の住所、(4)その他、(5)不明のどれであるかを明瞭にしてください。」という質問に対しては、調査請求者において、令和3年から令和5年の収支報告書についてインターネットの公開情報から企業等のホームページや商工会の会員情報等を基に調べられたとのことです。それを基に事務局で集計した結果を表に記載しております。例えば、令和5年については、(1)は91人、(2)は8人、(3)は5人、(4)は0人、(5)は1人で、合計105人でした。令和4年については、(1)は89人、(2)は11人、(3)は5人、(4)は0人、(5)は0人で、合計105人でした。</p> <p>なお、収支報告書の寄附者の住所については、事務局にお</p>

	<p>いても確認を行いましたので、ご報告します。</p> <p>資料 6をお願いします。</p> <p>この資料は、調査請求書の添付資料①及び②に記載された寄附者の住所が企業の住所と一致するかどうかを、インターネット及び「2024 くまもと経済白書」を用いて調査した結果をまとめたものです。</p> <p>まず、1ページは、インターネットによる調査結果です。政治資金収支報告書に記載された寄附者の住所をインターネットで検索し、企業等の住所と一致するか確認をしております。令和5年は、寄附者 105 人のうち、企業等の住所と一致したのが 95 人で、令和4年は、寄附者 105 人中、企業等の住所と一致したのが 89 人でした。なお、企業の住所と一致したものの中には、企業兼個人の住所も含まれています。</p> <p>2ページをお願いします。「2024 くまもと経済白書」による調査結果です。まず、令和5年は、白書に掲載されている企業が 50 社でした。そのうち企業の住所と一致したのが 20 人で、個人の住所と一致、または不明が 30 人でした。同様に、令和4年は、白書に掲載されている企業が 41 社でした。そのうち企業の住所と一致したのが 19 人で、個人の住所と一致、または不明が 22 人でした。なお、「企業の住所と一致」とは、収支報告書に記載の住所が、個人の住所とは異なり、企業の住所と一致したものを感じています。また、「個人の住所と一致または不明」とは、個人の住所と一致したもの、もしくは、個人の住所が不明のものを指しています。資料 6 の説明は以上です。</p> <p>恐れ入りますが、資料 5 にお戻りください。</p> <p>2の「調査請求書に記載されている『(熊本) 市長が、(中略) 特定の企業に対し有利な取り計らいをした』の具体的な事例を提示してください。」という質問に対しては、有利な取り計らいをした具体的な事例の記載はありませんでした。なお、疑われてもおかしくない具体例として3件の記載がありました。内容につきましては、資料 4 にてご確認ください。</p> <p>3の「調査請求書に記載されている『(熊本) 市長が地位を利用し』の具体的な事例を提示してください。」という質問に対しては、具体的な事例の記載はありませんでした。資料 5 の説明は以上でございます。</p>
--	---

	<p>次に、前回の審査会で森副会長からご発言のあった、熊本市の契約実績における契約手法別の割合について、ご報告いたします。</p> <p>資料7をお願いします。</p> <p>この資料は、熊本市の工事契約および委託契約に関する契約手法別の割合について、令和4年度及び令和5年度の実績をもとに、熊本市全体と、調査請求書の添付資料①と②に記載されている企業の実績を比較・分析したものです。</p> <p>1ページは、工事契約に関する調査結果です。ここでは、国が実施する「入札不調・不落状況調査」の根拠資料をもとに、契約手法別の件数の割合を集計しています。</p> <p>まず、(1)の令和5年度ですが、上の円グラフは熊本市全体の状況です。一般競争入札が94%、随意契約及び指名競争入札が6%でした。下の円グラフは添付資料①に記載されている企業の状況です。一般競争入札が98%、随意契約が2%でした。(2)の令和4年度は、同様に、熊本市全体では、一般競争入札が95%、随意契約が5%でした。添付資料②に記載されている企業では、一般競争入札が97%、随意契約が3%でした。</p> <p>2ページをお願いします。2ページ以降は、委託状況調査による調査結果を記載しております。委託状況調査とは、市議会へ決算報告する際の関係資料として毎年度作成しており、本市が委託契約を締結した全ての契約の契約手法や契約金額、相手方等が記載されています。これをもとに契約手法別の件数の割合を集計しています。</p> <p>まず、(1)の令和5年度ですが、左側の青色の円グラフは熊本市全体の状況です。随意契約が75%、一般競争入札が14%、指名競争入札が8%でした。このうち、随意契約の理由を緑色の円グラフで示しています。第1号の少額な契約が71%でした。右側は、添付資料①に記載されている企業の状況です。随意契約が78%、一般競争入札が16%、指名競争入札が6%でした。このうち、随意契約の理由は第1号が82%でした。</p> <p>3ページをお願いします。同様に、令和4年度は、熊本市全体では、随意契約が74%、そのうち第1号が71%でした。添付資料②に記載されている企業では、随意契約が85%、そ</p>
--	--

	<p>のうち第1号が94%でした。</p> <p>最後に4ページをお願いします。こちらでは、委託契約の金額ベースでの割合を集計しておりますので、参考として掲載しています。資料7の説明は以上でございます。</p> <p>最後に、前回の審査会で経過をご報告しました、調査請求書の添付資料⑥「熊本市が発注した事業者と発注実績一覧表」における「企業名」の欄に記載された企業の選定基準については、調査請求者にお尋ねしましたが、明確な選定基準を示すことは難しいとのことでございました。</p> <p>事務局からの報告は以上でございます。</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございました。調査請求者からの回答につきましては、申し入れの内容というのも含まれておりますけれども、この申し入れ部分の取り扱いは、先ほどの9月25日の申し入れと同様に、これから先の議論の内容に応じて、必要な場合に参考とさせていただくということにしたいと思います。</p> <p>それでは、今事務局からご報告ありましたけれども、何かデータレベルで確認したいことがあればご質問を受けます。ただし、本日、皆様のお手元に「配布資料及び配布先」を追加でお配りしております。委員の皆様には、全ての資料をお配りをしておりますが、公表するかどうかということについては、その一覧表の通りです。これは、先方に公表の承諾がまだ取れていないことや、部分的に公表するよりも、全体として審査をしていく中で公表を考えていくというような意味も含めて、現時点では慎重な取り扱いをしているところでです。特に、調査請求者からの回答ならびに申し入れ書の中には、固有名詞が出てきます。本日の会議は公開という形で進行しておりますので、ご発言の際には固有名詞に気をつけて、ご発言をいただければと思います。</p> <p>それでは、今のご報告に対してご質問はありませんか。</p>
	質問なし
鈴木会長	<p>よろしいでしょうか。データの読み込みが一体何を意味するのかということについては、これから審議の中で定められていくと理解しております。</p> <p>それでは、次第の3に移りまして、調査請求書の「違反の内容」について具体的な審議に入りたいと思います。資料8</p>

は、調査請求書の「違反の内容」の文章について、条文の引用と事実関係、それに対する評価という分類でメモ書き的に整理しております。これを順次読み上げながら検討していきたいと思います。

なお、本日の会議では、何か結論めいたことをを目指すではありません。調査請求書の「違反の内容」の文章を確認して、ここがポイントである、あるいは、ここがネックで、これを明らかにするためにはこのデータまたは問い合わせが必要であるということや、現時点で出てきている資料がこの部分に関わりますよねというレベルの話を詰めていきたいと思っております。要するに、論点の整理をするための材料を皆で出し合うということです。ですから、最後に私の方で、本日の会議はこうでしたというようなまとめはいたしません。本日出された意見は、少し時間をおいて整理して、次回以降の審議を深める機会に役立てていきたいと考えております。

また、前提として確認しておきたいことがいくつかあります。

まず、この審査会に求められているもの、つまり何について答えを出さなければならないのかということですが、これは、調査請求書の「違反の内容」に書かれている事柄について、我々がどう考え判断したかという答えを出すことが最終的な目標となります。

次に、何を対象にして審議するのかということについてですが、これは市長です。市長の行為、あるいは、資金管理団体を含めた市長側の行為に問題があったかどうかを審査するのがメインです。表現を変えれば、寄附者側の意図や問題はあくまで副次的な位置付けになろうかと思います。そのあたりは区分けしながら議論していく必要があります。

また、関連する法令としては、政治資金規正法と熊本市政倫理条例の2つになると思います。審議をする際には、よって立つ資料や見解が異なってくると思いますので、使い分けながら議論をしていけたらと思います。

それから、私としても悩ましく思っているのが、過去の4事案というのは、疑いがあるという訴えに基づき事実関係を調べて、そこで明らかになったことに対して何らかの判断を

	<p>下すというものでした。ところが、今回は、調査請求者の趣旨説明でも強調されていましたが、疑われたことが事実であるかどうかという点に加えて、疑ったこと自体に妥当性があるかどうかという点についても、同時に頭の隅に置いて議論していかないといけないと思っています。これはあくまで私の印象ですが、そういったところも含めて議論としては少し複雑になる可能性はあると考えております。</p> <p>それから最後に、仮に何か問題が明らかになったとしても、その責任はどこにあるのか、あるいは、原因はどこにあるのかを考えながら議論していく必要があります。可能性としては、市長に原因がある場合や、それを支えている組織の人間に責任がある場合もあるかと思います。もしくは、政治資金規正法の制度や運用の中に非常に曖昧な部分があって、それが原因であるということをあろうかと思います。いろんな可能性があるので、そこも念頭に置きながら議論をしていく必要があります。</p> <p>今後議論を進める中で、新たな論点も出てくるかと思いますが、前提として押さえておきたいと思った点を申し上げた次第です。</p>
鈴木会長	<p>それでは、資料8に従って私が読み上げる形で確認していきたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>まず、第1段落です。「熊本市政治倫理条例第3条は、第1号で、『市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしない』としているが、」とありますが、これは条文の引用ですね。「大西一史熊本市長（以下、大西市長）の資金管理団体である『新世代政経懇話会』の2022年政治資金収支報告書によれば、105人からの個人寄付を受けている。」という部分については、数えた結果105人ということなので、これは事実だろうと思います。「その105人のうち91人の職業（又は代表者の氏名）欄が『会社役員』で、その多くが会社の代表者である。」の部分については、「その多くが会社の代表者」というところは確定的なことには至っていませんが、91人は会社役員以上であるということは言えようかと思います。</p> <p>次の文章では、評価ということで、「また、住所（又は所在地）は役員を務める会社の所在地となっており、」とあります</p>

	<p>が、これは先ほど報告等々がありました。また、調査請求者の側においてご苦労をかけてお調べいただいた回答の中にも明らかになっていると思います。そういうものを材料として、「実質的な企業献金との疑いが持たれる。」という部分を判断していくということになろうかと思います。なお、この部分は4段落目にも同じような内容が出てきます。</p> <p>次に、「しかも、寄附者が役員を務める会社に、熊本市はほぼ毎年数千万円から数十億円の公共事業を発注している。」とありますが、この「数千万円から数十億円」という数字が何を指すのかはまだ把握しておりませんが、「公共事業を発注している」ということは言えようかと思います。また、それに対する評価ということで、「市長が、個人寄附した人が役員・代表者の企業に多額の公共事業を発注すれば、その企業、『特定の企業』に対し『有利な取り計らいをした』ことが疑われる。」と記載があります。</p> <p>要するに、市長が、個人寄附した人が役員・代表者の企業に、多額の公共事業を発注すれば、特定の企業に対し有利な取り計らいをしたことが疑われるというのが第1段落の文章です。また、ここで問われている根拠となる条項が、政治倫理基準の第3条の第1号「市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。」という部分になります。</p> <p>ここでのポイントは、前々回の審査会で森副会長からご発言がありましたが、この第1号は、「有利な取り計らいをしないこと。」と書いてありますので、疑いとかおそれとかではなく、事実を確認することになるかと思います。</p> <p>第1段落について、皆様から何かご意見はありませんか。</p>
野田委員	総合評価方式というのが、どのようなものかが分からぬのですが。
鈴木会長	事務局でお答えできますか。
那須総務課長	お調べさせていただいて、この時間中に回答できるようでしたら、回答させていただきます。
鈴木会長	それで良いですか。
野田委員	はい。

鈴木会長	1つご相談ですが、ポイントになるのは有利な取り計らいがあったかなかつたかという点かと思います。現在の調査等々で上がってきてているデータでいうと、前回、市の契約システムについて、担当職員の方々から説明を受けて、制度的・システム的に、何か恣意的な介入があり得るかどうかという確認をしたところです。それに加えて、何か個別具体的なところで、恣意的な介入があるのかないのかという確認をするために、調査請求者に具体例をお知らせくださいというお願いをしていましたかと思います。そして、本日、回答ならびに申し入れ書の中で、疑わしい事例として3例ほど掲げられています。これを具体例として、調査してみるのはどうでしょうか。公文書の保存期間もありますので、資料等々が残っているかどうかという問題もあるかと思いますが、この3例について情報を集めていただくというのも1つあります。事務局としては、対応可能でしょうか。
那須総務課長	事務局でございます。調査にどのくらい時間を要するかは分かりませんが、対応は可能であると思います。
鈴木会長	それでは、事務局に3例の調査をお願いしようかと思います。要するに、制度・システムとして恣意が入り込む可能性があるかないかという点に加えて、事例として具体的な情報をいただいたわけなので、それについても検証してみてどうなのかということを確認したいと考えています。この2つの材料がそろえば、第1段落における有利な取り計らいがあったかなかつたかという点については判断できるのではないかと思います。この3例について事務局に調査していただくということで、委員の皆様もよろしいでしょうか。
藤本委員	3例の調査について異論はありませんが、具体的にどういう形で事務局が資料を出されるのか、イメージが沸かないのですが。
鈴木会長	どのような資料があるかは分かりませんが、それぞれの契約等の過程に関わるような資料があればそれに当たっていただくなることになるかと思います。市長の恣意的な介入があつたかなかつたかを明確にするための調査ですので、そこを念頭に置いていただき、委員の皆様に資料をチェックしていただくことになろうかと思います。よろしいでしょうか。

藤本委員	分かりました。
鈴木会長	<p>それでは、第2段落にいきます。ここは第2号関係です。文章としては、冒頭に条文の引用があります。「同条第2号では、『政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置する』と規定している。」とあり、「熊本市長には、熊本市が発注する公共事業の発注権限がある。」と記載いただいております。発注権限の定義にも色々あるかと思いますが、熊本市長が代表者として公共事業の発注をするという意味で、権限があるという趣旨であろうと思います。次に、「公共事業の発注権限を持つ市長の資金管理団体が、公共事業の受注企業の代表者・役員から、寄附を受けることは政治的・道義的批判を受けることは確かであり、その『おそれ』も含め規定している政治倫理条例に照らし、違反は明白である。」と書かれております。なお、ここで関連する条項は第3条の第2号となっております。</p> <p>第2段落について何かご意見はありますか。</p>
野田委員	発注権限について確認です。発注にあたっては最終的に市長印を押すことになると思いますが、市長印を押すという行為は、全責任を市長が負うことになるのでしょうか。
那須総務課長	税金をどう使うかは、その年度の予算について議会の議決をいただいていることが前提にございます。あとはそれを、業務委託であれば、どうのような業者にお願いするのかというような部分に関しては、それぞれの決裁権を持つ職員で判断しております。
鈴木会長	今のご説明は、内部的な意思決定のお話かと思います。外部に対しては、契約に限らず市政全般において何か起こった時に市長が表に立って対応されているという意味で市長に責任があると思いますが、ご質問の趣旨は何でしょうか。
野田委員	補足しますと、私が学校長を務めていた時に、印鑑を押すという行為は最終的に全責任を私が負うという形で認識していたものですから、確認した次第です。
那須総務課長	議決をいただいた予算をどう執行するかということについては、例えば、総務局総務課の予算執行であれば私が行うなど、適正な予算執行はそれぞれの決裁権を持っている職員が行うものと考えております。

鈴木会長	ありがとうございます。これに限らずですが、審議を進めていく中では、色々な言葉の定義に関する議論がどうしても出てこざるを得ないと思っています。責任といっても、いろんなレベルの責任がありますが、最終的な責任者は誰かと言わわれたら、市長ということになろうかとは思います。
津田総務局長	個人の責任という趣旨でのお尋ねなのか、あるいは、熊本市という組織としてのお尋ねなのかというところでも悩ましいのですが、組織として色々な業務を行うにあたっては、市長が最終的な責任者となります。副市長や局長、部長等に権限をおろしている形になりますので、組織としての責任であれば、市長ということで間違いないかと思います。
鈴木会長	ありがとうございます。機関としての市長の責任ということですね。
鈴木会長	この第2段落において、他にご意見はございませんか。この第2号に「政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附」とありますが、「おそれ」を厳密に判断するというのは、なかなか至難の業かと思います。その手がかりをどういうところに置くかという点については、今後議論していくうえでの課題であると考えております。ですので、評価の部分に対して我々が確かめないといけないのは、代表者・役員から寄附を受けることは政治的・道義的批判を受けることは確かであるという部分の、「確か」という点です。この「確か」と言えるためにはどのようなファクターを押さえなければならぬのかという議論はあろうかと思います。
野田委員	基本的なことですが、「おそれ」というのは、司法上の判断は別として、倫理上の判断が前提ということでよろしいでしょうか。要するに、政治倫理審査会の「倫理」というのは道徳性の問題だそうですが、「おそれ」については倫理上の判断で議論を進めていくということで良いかを確認させていただければと思います。
鈴木会長	それについては、政治的・倫理的な問題、あるいは批判とは一体何なのかという議論と並行してやらないといけないので、悩ましく思っています。ある政治家が訴えられているわけです。その人に対する判断をどうするのかという、非常に責任のある行為を我々はこれから行うので、そこは慎重にやっていかなければ公平性が保てないと考えております。

鈴木会長	<p>では、第3段落にいきます。一旦最後までいって、後からまた振り返って何かあればご指摘願いたいと思います。</p> <p>まず、「同条第3号では、『その地位を利用しいかなる金品も授受しない』と規定している。多額の公共事業を受注している会社の役員が、発注権限を持つ市長の後援団体から寄附の依頼があれば、断ることは難しく、結果的に市長が地位を利用し後援団体の資金集めを行っている形になり、規定違反である。」と述べられています。ここで基準となる条項は、第3条の第3号ということで引用もされておりますが、「その地位を利用し、いかなる金品も授受しない」という部分は、事実かどうかということだと思います。</p> <p>ポイントはやはり地位を利用したかどうかです。ただ、「地位を利用し」とは具体的にどういうことかについては、今後議論を深めていく必要があると考えております。構図としてこうだから地位を利用している、とはならないと思いますので、具体的にどういう行為が「地位を利用し」に当たるかどうかを考えなければなりません。政治資金規制法においても、例えば、威迫行為、要するに脅して寄附いただくことはいけないというようなことが書いてあります。そういった手がかりを出し合いながら、この「地位を利用し」が例えはどういうことか、それに照らして問題があったかなかったかという議論になるかと思います。</p>
鈴木会長	<p>最後に、第4段落にいきます。</p> <p>まず、「同条第5号では、『市民全体の代表者として、法令を遵守し、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしない』と規定している。」とありますが、これは条文の引用です。</p> <p>この第4段落には3つ記載があったかと思いますが、まず、「公共事業の発注権限を持つ市長が受注業者から寄附を受ければ、事業者への有利な取り計らいが類推され、公共事業の発注という市長の職務の公平・公正さに疑いがもたれる。」という評価が記載されています。次に、第1段落でも出てきましたが、「しかも、個人献金に『企業所在地』を記載することは、政治資金規正法の虚偽記載にあたる。」とあります。これは断定をされている文章でございます。それから、特定パーティーに関する記載ですが、「2022年10月8日開催</p>

	<p>の特定パーティーの収入は1,157万円で、2社が180万円を支払っており、それを引いた額は977万円、1万円会費で1,052人の支払者数は政治資金規正法の虚偽記載であり、法令遵守に反する。」とあり、要するに、数字が合わないから虚偽記載であるということが3点目として記載されています。</p> <p>この第4段落については、第1段落と同じように、最初の指摘については有利な取り計らいがあったかなかったかという点がポイントかと思います。それから、2点目についても、収支報告書の住所欄に会社の住所が書かれていることをどう考えるか、ということになるかと思います。材料としては、いくつかの回答の中身と、被請求者の主張等を勘案して判断することになるのではないかと思います。</p> <p>それでは、全体を通して何か新たに確認が必要な点があれば、出していただきたいと思います。ご意見があればお願ひします。</p>
	意見なし
鈴木会長	よろしいでしょうか。それでは、今日のところは、1点だけ追加調査ということで、調査請求者から出していただいた3例について事務局に調査をしていただくことにしたいと思います。他にありませんでしょうか。
那須総務課長	事務局でございます。先ほど出た総合評価落札方式に関するお尋ねの件につきまして、お答えさせていただきたいと思います。総合評価落札方式とは、契約の相手方を選定する際に、通常の入札であれば価格による競争によって決定するところを、総合評価落札方式の場合は、価格に加えて技術提案も含めて、総合的な評価を行い、相手方を決定するという選定方法になります。一般競争入札の中の1つの形態としておりますので、公募してその中から価格と技術提案に基づいて評価をするという流れになります。どういった場合に、この手法を使うのかと言いますと、例えば、PFI方式といって民間資金を活用した施設整備をする場合や、特定個人情報を取り扱う業務委託をする場合は、原則として総合評価落札方式によって業者を選定することとなっております。説明は以上でございます。
野田委員	総合評価落札方式は、完全にオープンになっているのでしょうか。参加できない企業があつたりするといけませんの

	で、確認させていただきたいと思います。
那須総務課長	事務局でございます。一般競争入札ですので、参加条件はございますが、広く公開して業者を募っております。
野田委員	分かりました。ありがとうございます。
鈴木会長	他に何かございませんか。
津田総務局長	次回に向けて、事務局として作業を進めるにあたっての確認です。具体例3件の情報収集について、先ほど藤本委員からもご発言がありましたが、まず事業の概要というのは当然のことながら、その中身として、契約までのプロセスに関する情報が必要かと考えております。それ以外に何か必要な情報があれば今日の時点でお聞きしておきたいと思います。
鈴木会長	委員の皆様から何かございますか。
森副会長	先ほど、委員から総合評価落札方式がどういうものなのかという質問があり、事務局から簡単なご説明があったところですが、私が教育委員会に関わってお仕事をさせていただいた関係でお話しさせていただくと、教育委員会が発注する契約の中にも総合評価落札方式を手法として取り扱うもののがございました。総合評価というと分かりにくいのですが、項目ごとに点数を決めて、入札の価格が何点、実績が何点とか、そういう形で点数を積み上げて、こちらの契約内容の方が今後の教育委員会の契約にふさわしいというような判断をしていくプロセスがあります。委員に対する分かりやすさという意味では、問題になっているケースについて、こういう総合評価をしたという総合評価の内訳についてもご説明していくと議論が深まるのではないかと思います。
津田総務局長	承知しました。
鈴木会長	他に何かございませんか。
藤本委員	資料1の申し入れについて、2番目の内容の取り扱いについてはどうしていきましょうか。
鈴木会長	寄附口座についてですね。この部分は、審議の進捗状況に合わせて、こういうことを明らかにする必要があり、そのためにはどのような方法があるのかという議論になった場合の、1つの選択肢として承っておくという位置づけだと思います。
藤本委員	議論の流れに合わせて、必要であればということですね。
鈴木会長	そうです。次回以降の議論の中で、どうしてもここを知り

	たいという部分がまたいくつか出てくると思っています。それに合わせて、調査方法の1つとして今のところは位置づけておくというふうに考えています。
関委員	先ほどの、資料8の第3段落のところで、3の2の第2文の「寄附の依頼があれば断ることは難しく」に対する評価が難しいと思っているのですが、この部分を考える材料として、資金管理団体に普段どうやって寄附を集めていらっしゃるのかをお尋ねするのはどうでしょうか。おそらく、毎年同じような手順で集めていらっしゃると思いますので、その概要をお伺いできるのであれば知りたいと思いました。
藤本委員	それに関して私が市長にご質問したところ、営業活動はやらないというようなご回答だったかと思いますが、やはりそこはポイントになる部分だと思いますので、改めてお伺いすると良いと思います。
関委員	おそらく後援会のリストをお持ちなので、そこに対して決められた時期に、はがきなり何なりを送られているのかなと思うのですが、そこを確認したいと思っています。
鈴木会長	お尋ねをする場合、どういう文章になりますか。
関委員	「寄附の集め方について説明してください」ですかね。
鈴木会長	もう少し具体的に聞いたほうが良いかもしれませんね。実態として、どういう寄附の集め方をされているかということですね。
吉見委員	寄附が行われるまでの経緯、手順という言葉が入っていると、より分かりやすいかと思います。
鈴木会長	あくまで資金管理団体として、どういうことをやっておられるかということをお伺いするということですね。これは文書でお尋ねしたほうがよろしいですね。これについて、資金管理団体、あるいはその代表者である大西さんにお尋ねするのであれば、大西さんは熊本県選挙管理委員会に確認して提出をしていましたとおっしゃっていたと思いますので、具体的にどういう確認をされたのか、どこの項目について確認をされたのかという点についても、一緒にお聞きしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。
	委員了承
鈴木会長	それでは、資金管理団体、あるいは、代表者に対して、寄附の手順に関することと、熊本県選挙管理委員会への確認に

	おける具体的な方法や経緯等について、文書でお尋ねすることとしたいと思います。前回と同様に、事務局で案を作成いただき、委員の皆さんにご確認いただいて相手方に通知するという段取りになるかと思いますが、それでよろしいでしょうか。
	委員了承
鈴木会長	他に何かあればお願ひします。
川内委員	発注のプロセスにおいて、市長から何か有利になるように伝えるなど、誤解を受けるようなことが全く無いかということも教えていただければと思います。プロセス上全く関与できない、もしくは、関与ができる余地があるなど、そういうたところが知れたらいいのかなと思います。
津田総務局長	今の件につきましては、内容をお示しするとともに、具体的な事例が出ておりますので、過去に遡って関係職員へのヒアリング等も必要かと思います。そういうた進め方で、議論ができるような形にさせていただきたいと思います。
野田委員	市長の関与についてですが、補佐役である副市長の立場が関係してくるのではないかと思うのですが、発注が決定される場の会議録などはござりますか。
那須総務課長	それは、総合評価落札方式等の場における会議録ということでしょうか。総合評価落札方式は、先ほど森副会長からもご紹介いただきましたけれども、項目ごとに点数をつけて、その総合点で評価するというやり方ですので、何か会議を開いて相手方を決定するというものではないと認識しております。
鈴木会長	次の会議で、最後まで調査できるかどうかは分かりませんが、それなりの情報をいただけたるとすると、それを聞いた上でさらに疑問点があれば、ご意見を出していただきたいと思います。他に何かございませんか。
	意見なし
鈴木会長	それでは、次回以降、より具体的に詰めた議論をしていくことになりますが、1点だけお諮りしたいと思います。 当審査会は今回まで公開でやって参りましたが、次回に関しては、具体的な事例の調査をしていただくということで、どうしても固有名詞等が出てくる可能性があります。次回までに揃う情報をざっくばらんに材料にしながら意見を闘わ

	せることになろうかと思いますので、そういったことも踏まえて、次回は非公開で会議を持ちたいと考えておりますが、いかがでしょうか。
	委員了承
鈴木会長	<p>ありがとうございます。それでは、次回は非公開の形で議論させていただきます。そのあとについては、まだ次回ご相談しながら決めていきたいと思います。</p> <p>それでは、本日の議事は以上となります。次回は 11 月 25 日ということでよろしいですか。</p>
那須総務課長	<p>事務局でございます。11 月 25 日で調整をさせていただきたいと考えております。また詳しい時間や場所については、改めてご連絡を差し上げたいと思います。</p>
鈴木会長	<p>よろしくお願ひします。これで本日の審議会を終了します。お疲れ様でした。</p>